

富良野市介護人材育成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職に従事する人材の確保と育成を図るため、市内の介護事業所等に対し、当該研修等に係る費用の一部を助成することについて、市費補助金交付規則（昭和 62 年規則第 23 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 介護福祉士国家試験 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 3 項において準用する第 6 条の規定に基づく国家試験をいう。
- (2) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成 10 年政令 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号イ及びロに規定する研修で、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。
- (3) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号に規定する、介護福祉士として必要な知識及び技能の修得を目的として文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施されたものをいう。
- (4) 介護支援専門員実務研修 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項に規定する研修課程をいう。
- (5) 介護支援専門員専門研修 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成 26 年 7 月 4 日老発 0704 号第 2 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、都道府県等が実施主体となり、厚生労働省が定める実施要綱に沿って実施されている研修をいう。
- (6) 介護支援専門員再研修 介護保険法施行規則第 113 条の 16 に規定する研修課程をいう。
- (7) 介護支援専門員更新研修 介護保険法第 69 条の 8 第 2 項に規定する研修課程をいう。
- (8) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する研修課程をいう。
- (9) 主任介護支援専門員更新研修 介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する研修課程をいう。
- (10) 介護事業所等 介護保険法に基づく指定を受け、同法第 8 条第 1 項の居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、第 14 項の地域密着型サービスを行う市内事業所、第 24 項の居宅介護支援を行う市内事業所、第 25 項の介護保険施設を運営する市内事業所又は法第 8 条の 2 第 1 項の介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び介護予防福祉用具販売を除く。）若しくは第 12 項の地域密着型予防サービスを行う市内事業所または、第 2 号または第 3 号に掲げる研修を市内で開講する事業所をいう。
- (11) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する者をいう。
- (12) 介護支援専門員 介護保険法第 7 条第 5 項に規定する者をいう。
- (13) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する者

をいう。

(14) 介護職員等 市内の介護事業所等に勤務する者をいう。

(15) 受講生 第2号または第3号に規定する研修を受講する市内に住民票を有する者をいう。

(助成対象となる研修等)

第3条 富良野市介護人材育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる研修等は、別表1に定めるものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、別表1に定める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する助成対象者は対象としない。

(1) 申請日において富良野市税条例（昭和41年条例第91号）に規定する市税（以下「市税」という。）に滞納がある。

(2) 第10条に規定する交付申請を行った日において介護保険法に基づくサービスの提供を休止し、又は介護事業所等を廃止している。

(3) 助成金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしている。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、別表1に定める経費とする。ただし、研修修了評価の不合格者および試験の不合格者に係る費用は、助成対象経費から除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等の公的機関またはその他団体等における助成金等（以下「他の助成金等」という。）の交付を受けている場合は、助成対象経費から他の助成金等の交付額を除くものとする。

(助成金の算定方法)

第6条 助成金の金額は、別表1に定める方法で算定し、予算の範囲内で交付する。

(事業の承認申請)

第7条 研修等の実施に係る事業の計画（以下「事業計画」という。）の承認の申請をしようとする助成対象者は、富良野市介護人材育成支援事業承認申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、介護福祉士国家試験を受験しようとする者を除くものとする。

(事業計画の承認)

第8条 市長は、前条または次条の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画の承認の可否を決定し、その旨を申請した助成対象者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 前条の規定による事業計画の承認を受けた助成対象者は、当該決定を受けた事項を変更し、

中止し又は廃止しようとするときは、富良野市介護人材支援事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付の申請）

第10条 第8条による承認を受けた助成対象者であって、助成金の交付の申請をしようとするものは、助成対象の研修や試験の終了後、すみやかに富良野市介護人材育成支援事業助成金交付申請書（様式第5号）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、介護福祉士国家試験を受験し、別表1に定める助成対象者となった者は、第8条による承認を受けずに助成金の交付の申請を行うことができるものとする。

2 前項による申請の期限は、原則第8条による承認を受けた年度の末日までとする。

3 やむを得ない事情により、第8条による承認を受けた年度の翌年度に事業が終了した場合に限り、当該事業が終了した年度の末日を第1項に規定する申請の期限とする。

（助成金の交付指令）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第4条第1項の規定により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 前条または次条による決定を受けた助成対象者が助成金の請求をしようとするときは、富良野市介護人材育成支援事業助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 第11条による交付の決定を受けた事業者が決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、その決定を取消すものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、助成金の交付を受けた介護事業所等（以下「助成事業者」という。）が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、助成事業者の倒産、被災等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りではない。

（1） 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成対象の研修や試験を受けた介護職員等が、当該研修の修了証明書の交付を受けた日または当該試験の合格証明書の交付を受けた日から起算して1年以内に助成事業者の都合で解雇または離職したとき。

（3） 第13条による交付決定の取消しを受けたとき

（4） 前3号に定めるもののほか、助成金を交付することが適当でないと市長が認めたとき。

（雇用の確認）

第15条 助成事業者は、前条第2号に規定する事項を確認するため、前条第2号に規定する起算

日から1年を経過した1月末までに当該介護職員等に係る雇用証明書を提出しなければならない。

- 2 前条第2号に規定する期間以内に解雇、離職した当該介護職員等がいた場合には、解雇、離職した理由書を提出しなければならない。

(書類の整備)

第16条 助成事業者は、助成金の交付の決定に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る書類を整理しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び書類は、助成金の交付の決定に係る事業の完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(令和3年度における助成金の交付の申請の特例措置)

- 2 第10条の助成金の交付の申請は、令和3年度に限り、令和2年度において事業計画の承認を受けた助成対象者であって助成金の交付の申請をしようとするものは、申請期限を事業が全て完了した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

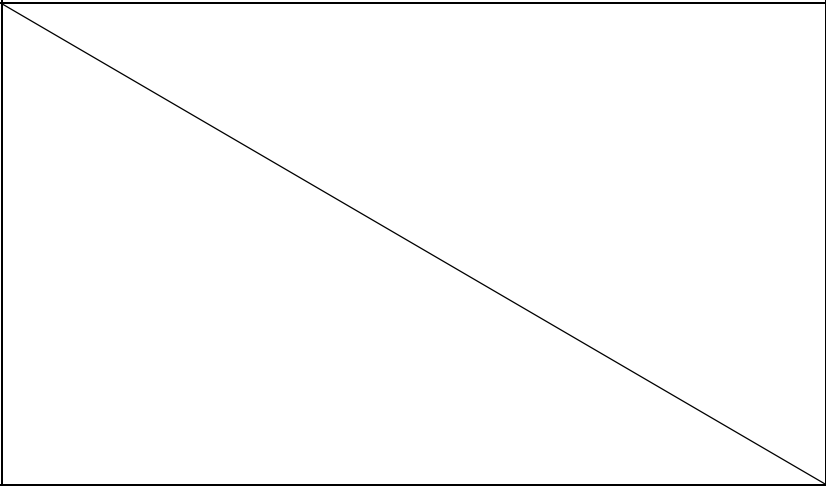
別表 1（第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条関係）

助成対象研修等	助成対象者	助成対象経費	算定方法
介護福祉士国家試験	令和 5 年度以降の当該試験に合格し、以下のいずれの条件も満たす者 ア 合格発表後、3 か月以内に介護福祉士の資格登録を行い、介護福祉士登録証の交付を受けていること イ 資格登録後、6 か月以内に市内介護事業所に介護職員等として就労していること ウ 資格登録後、イの事業所で 6 か月以上継続して就労していること	ア 当該試験の受験に係る受験手数料 イ 当該試験合格後の資格登録に係る登録手数料および収入印紙代	助成対象経費に 2 分の 1 を乗じた額（その額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。
介護職員初任者研修	雇用している介護職員等（正規、非正規は問わない。）の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等または、当該研修を市内で開講する介護事業所等	ア 助成対象者が雇用している介護職員等の当該研修の受講に係る受講料及び教材費 イ 助成対象者が受講生等から受講料等を徴収せずに、助成対象研修について受講者を限定せずに市内で開講した際の受講生に対する教材費 ウ 助成対象者が受講者を限定せずに、助成対象研修を市内で開講した際の会場使用料	ア 助成対象経費のアに規定する額は、受講者 1 人につき、助成対象経費に 2 分の 1 を乗じた額（その額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、40,000 円を限度とする。 イ 助成対象経費のイに規定する額は、受講生に対する教材費の実費とする。 ウ 助成対象経費のウに規定する額は、会場使用料に 2 分の 1 を乗じた額（その額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、200,000 円を限度とする。
介護福祉士実務者研修	雇用している介護職員等（正規、非	ア 助成対象者が雇用している介護職	ア 助成対象経費のアに規定する額は、

	正規は問わない。)の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等または、当該研修を市内で開講する介護事業所等	員等の当該研修の受講に係る受講料及び教材費 イ 助成対象者が受講生等から受講料等を徴収せずに、助成対象研修について受講者を限定せずに市内で開講した際の受講生に対する教材費 ウ 助成対象者が受講者を限定せずに、助成対象研修を市内で開講した際の会場使用料	受講者1人につき、助成対象経費に2分の1を乗じた額(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、60,000円を限度とする。 イ 助成対象経費のイに規定する額は、受講生に対する教材費の実費とする。 ウ 助成対象経費のウに規定する額は、会場使用料に2分の1を乗じた額(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、200,000円を限度とする。
介護支援専門員実務研修	雇用している介護職員等(正規、非正規は問わない。)かつ、研修後に介護支援専門員の業務に従事する予定の者の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等	雇用している介護職員等(正規、非正規は問わない。)かつ、研修後に介護支援専門員の業務に従事する予定の者の受講に係る受講料及び教材費	受講者1人につき、助成対象経費に2分の1を乗じた額(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。
介護支援専門員専門研修	介護支援専門員として従事している者(正規、非正規は問わない。)の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等	介護支援専門員として従事している者(正規、非正規は問わない。)の当該研修の受講に係る受講料及び教材費	受講者1人につき、助成対象経費に2分の1を乗じた額(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。
介護支援専門員再研修	雇用している介護職員等(正規、非正規は問わない。)かつ、研修後に介護支援専門員の業務に従事する予定の者の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等	雇用している介護職員等(正規、非正規は問わない。)かつ、研修後に介護支援専門員の業務に従事する予定の者の受講に係る受講料及び教材費	受講者1人につき、助成対象経費に2分の1を乗じた額(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

介護支援専門員 更新研修	介護支援専門員として従事している者（正規、非正規は問わない。）の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等	介護支援専門員として従事している者（正規、非正規は問わない。）の当該研修の受講に係る受講料及び教材費	受講者1人につき、助成対象経費に2分の1を乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、当該は数を切り捨てた額）とする。
主任介護支援専門員 研修	介護支援専門員として従事している者（正規、非正規は問わない。）の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等	介護支援専門員として従事している者（正規、非正規は問わない。）の当該研修の受講に係る受講料及び教材費	受講者1人につき、助成対象経費に2分の1を乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。
主任介護支援専門員 更新研修	介護支援専門員として従事している者（正規、非正規は問わない。）の受講に係る助成対象経費を負担している介護事業所等	介護支援専門員として従事している者（正規、非正規は問わない。）の当該研修の受講に係る受講料及び教材費	受講者1人につき、助成対象経費に2分の1を乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

別表 2（第 7 条、第 10 条関係）

助成対象研修等	様式第 1 号の添付書類	様式第 5 号の添付書類
介護福祉士国家試験		ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書(様式第 6 号) イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書(様式第 7 号) ウ 市税納付状況確認同意書 エ 試験に合格したことを証明するものの写し オ 資格を登録したことを証明するものの写し カ 資格の登録後から 6 か月以上、市内事業所にて雇用されていたことを証明するもの キ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 ク その他市長が必要と認める書類
介護職員初任者研修		ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書(様式第 2 号) イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書(様式第 3 号) ウ 研修カリキュラムの写し エ 雇用する介護職員等に当該研修を受講させる場合、介護職員等に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 市内で当該研修を開講する場合、当該研修の開催に関する周知方法が分かる書類(チラシ等) カ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金等が分かる書類 キ その他市長が必要と認める書類 ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書(様式第 6 号) イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書(様式第 7 号) ウ 市税納付状況確認同意書 エ 雇用する介護職員等に当該研修を受講させた場合、次の書類を添付する ① 指定研修実施機関からの修了証明書の写し ② 受講料支払の領収書の写し(事業主が支払ったと確認ができるもの) ③ 研修等を修了した介護職員等に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 市内で当該研修を開講した場合、次の書類を添付する ① 助成対象者が受講生等から受講料等を徴収していない場合、教材費支払の領収書の写し ② 会場使用料支払の領収書の写し

		③ 研修を受講した者のうち、市内に住民票を有する者の個人情報の使用に関する同意書 カ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 キ その他市長が必要と認める書類
介護福祉士実務者研修	ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書（様式第2号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第3号） ウ 研修カリキュラムの写し エ 雇用する介護職員等に当該研修を受講させる場合、介護職員等に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 市内で当該研修を開講する場合、当該研修の開催に関する周知方法が分かる書類（チラシ等） カ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金等が分かる書類 キ その他市長が必要と認める書類	ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書（様式第6号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第7号） ウ 市税納付状況確認同意書 エ 雇用する介護職員等に当該研修を受講させた場合、次の書類を添付する ① 指定研修実施機関からの修了証明書の写し ② 受講料支払の領収書の写し（事業主が支払ったと確認ができるもの） ③ 研修等を修了した介護職員等に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 市内で当該研修を開講した場合、次の書類を添付する ① 助成対象者が受講生等から受講料等を徴収していない場合、教材費支払の領収書の写し ② 会場使用料支払の領収書の写し ③ 研修を受講した者のうち、市内に住民票を有する者の個人情報の使用に関する同意書 カ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 キ その他市長が必要と認める書類
介護支援専門員実務研修	ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書（様式第2号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第3号）	ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書（様式第6号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第7号）

	ウ 研修カリキュラムの写し エ 受講する介護職員等に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金等が分かる書類 カ その他市長が必要と認める書類	ウ 市税納付状況確認同意書 エ 指定研修実施機関からの修了証明書の写し オ 受講料支払の領収書の写し（事業主が支払ったと確認ができるもの） カ 研修等を修了した介護職員等に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し キ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 ク その他市長が必要と認める書類
介護支援専門員専門研修	ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書（様式第2号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第3号） ウ 研修カリキュラムの写し エ 受講する介護支援専門員に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金等が分かる書類 カ その他市長が必要と認める書類	ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書（様式第6号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第7号） ウ 市税納付状況確認同意書 エ 指定研修実施機関からの修了証明書の写し オ 受講料支払の領収書の写し（事業主が支払ったと確認ができるもの） カ 研修等を修了した介護支援専門員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し キ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 ク その他市長が必要と認める書類
介護支援専門員再研修	ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書（様式第2号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第3号） ウ 研修カリキュラムの写し エ 受講する介護支援専門員に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金	ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書（様式第6号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第7号） ウ 市税納付状況確認同意書 エ 指定研修実施機関からの修了証明書の写し オ 受講料支払の領収書の写し（事業主が支払ったと確認ができるもの）

	等が分かる書類 カ その他市長が必要と認める書類	カ 研修等を修了した介護支援専門員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し キ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 ク その他市長が必要と認める書類
介護支援専門員更新研修	ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書（様式第2号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第3号） ウ 研修カリキュラムの写し エ 受講する介護支援専門員に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金等が分かる書類 カ その他市長が必要と認める書類	ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書（様式第6号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第7号） ウ 市税納付状況確認同意書 エ 指定研修実施機関からの修了証明書の写し オ 受講料支払の領収書の写し（事業主が支払ったと確認ができるもの） カ 研修等を修了した介護支援専門員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し キ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 ク その他市長が必要と認める書類
主任介護支援専門員研修	ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書（様式第2号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第3号） ウ 研修カリキュラムの写し エ 受講する介護支援専門員に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金等が分かる書類 カ その他市長が必要と認める書類	ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書（様式第6号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第7号） ウ 市税納付状況確認同意書 エ 指定研修実施機関からの修了証明書の写し オ 受講料支払の領収書の写し（事業主が支払ったと確認ができるもの） カ 研修等を修了した介護支援専門員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し キ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類

		ク その他市長が必要と認める書類
主任介護支援専門員 更新研修	ア 富良野市介護人材育成支援事業計画書（様式第 2 号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第 3 号） ウ 研修カリキュラムの写し エ 受講する介護支援専門員に係る申請をする日に属する月の勤務表及び雇用証明書の写し オ 他の助成金等の交付を受ける場合、交付を受ける助成金等が分かる書類 カ その他市長が必要と認める書類	ア 富良野市介護人材育成支援事業完了報告書（様式第 6 号） イ 富良野市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第 7 号） ウ 市税納付状況確認同意書 エ 指定研修実施機関からの修了証明書の写し オ 受講料支払の領収書の写し（事業主が支払ったと確認ができるもの） カ 研修等を修了した介護支援専門員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し キ 他の助成金等の交付を受けた場合、交付を受けた助成金等が分かる書類 ク その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 7 条関係）

富良野市介護人材育成支援事業承認申請書

年 月 日

（宛先）富良野市長

（申請者） 住 所

法人名

代表者職・氏名

電話番号

富良野市介護人材育成支援事業の承認を受けたいので、富良野市介護人材育成支援事業
助成金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

研修（試験）実施事業者	名称： 住所：
事業の 経費所要額（見込）	円
助成金申請額 （見込）	円
他の助成金交付の 有 無	有 ・ 無
修了（試験）予定日	

富良野市介護人材育成支援事業計画書

年 月 日

（宛先）富良野市長

（申請者） 住 所

法人名

代表者職・氏名

電話番号

年度富良野市介護人材育成支援事業を次のとおり実施する。

1 助成を受ける研修等の名称	
2 支援を受ける介護職員等の 氏名及び職種等、ただし研修 を市内で開講する場合は事業 所名、職種、勤続年数は不要	氏 名： 住 所： 生年月日： 事業所名： 職 種： 勤続年数：
3 研修（試験）の予定日	年 月 日から
4 交付申請額（見込）及び 算出方法	交付申請額（見込）： 円 算出方法：

別添

- 1 支援を受ける介護職員等の氏名及び職種等、ただし研修を市内で開講する場合は事業所名、職種、勤続年数は不要

1	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
2	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
3	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
4	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
5	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
6	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
7	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
8	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
9	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	
10	氏 名		事業所名	
	住 所		職 種	
	生年月日		勤続年数	

※必要に応じて、適宜欄を設けて記入してください。

富良野市介護人材育成支援事業収支予算書

年 月 日

（宛先）富良野市長

（申請者） 住 所

法人名
代表者職・氏名
電話番号

1. 収入の部

科 目	予算額（円）	説 明
	円	
	円	
	円	
	円	
支 出 合 計	円	

2. 支出の部

科 目	予算額（円）	説 明
	円	
	円	
	円	
	円	
支 出 合 計	円	

様式第 4 号（第 9 条関係）

富良野市介護人材支援事業変更申請書

年 月 日

（宛先）富良野市長

（申請者） 住 所

法人名
代表者職・氏名
電話番号

年 月 日付で承認の通知のあった富良野市介護人材育成支援事業について、次のとおり変更したいので、富良野市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

承認 日	年 月 日			
承認を受けている 事業の内容	研修（試験）名			
	助成内容			
変更の内容				
事業の経費所要額 （ 見 込 ）	変更前	円	変更後	円
変更の理由				
添付書類				
摘要				

富良野市介護人材育成支援事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）富良野市長

富良野市介護人材育成支援事業助成金の交付を受けたいので、富良野市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者 ※ 当てはまる方に チェックを付け 必要事項を記載	☐	介護福祉士 国家試験受 験に係る助 成金 <u>以外</u> の 申請	住所 法人名 代表者職・氏名 電話番号
	☐	介護福祉士 国家試験受 験に係る助 成金の申請	住所 氏名 電話番号
研修（試験）実施事業者		名称： 住所：	
事業の 経費所要額		円	
助成申請額		円	
修了（試験）日		年 月 日	

富良野市介護人材育成支援事業完了報告書

年 月 日

（宛先）富良野市長

富良野市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり報告します。

申請者 ※ 当てはまる方にチェックを付け必要事項を記載	☐	介護福祉士国家試験受験に係る助成金 <u>以外</u> の申請	住所 法人名 代表者職・氏名 電話番号				
	☐	介護福祉士国家試験受験に係る助成金の申請	住所 氏名 電話番号				
助成を受ける研修等の名称							
事業の経費精算額	承認申請時見込額		円	確定額		円	
助成金の額	承認申請時見込額		円	確定額		円	
開始・修了日	開始	年 月 日		修了	年 月 日		
事業の成果							
摘要							

富良野市介護人材育成支援事業収支決算書

年 月 日

（宛先）富良野市長

申請者 ※ 当てはまる方にチェックを付け必要事項を記載	☐	介護福祉士国家試験受験に係る助成金 <u>以外</u> の申請	住所 法人名 代表者職・氏名 電話番号
	☐	介護福祉士国家試験受験に係る助成金の申請	住所 氏名 電話番号

1. 収入の部

科 目	決算額（円）	説 明
	円	
	円	
	円	
収 入 合 計	円	

2. 支出の部

科 目	決算額（円）	説 明
	円	
	円	
支 出 合 計	円	

3 研修等の受講（受験）者等

対象者		資格名
氏 名		
住 所		
氏 名		
住 所		
氏 名		
住 所		
氏 名		
住 所		

※行が足りない場合は、別紙に記入するか、適宜行を増やして記入してください。

様式第 8 号（第 12 条関係）

富良野市介護人材育成支援事業助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）富良野市長

申請者 ※ 当てはまる方にチェックを付け必要事項を記載	☐	介護福祉士国家試験受験に係る助成金 <u>以外</u> の申請	住所 法人名 代表者職・氏名 電話番号	⑩
	☐	介護福祉士国家試験受験に係る助成金の申請	住所 氏名 電話番号	⑩

年 月 日付第 号で決定の通知があった富良野市介護人材育成支援事業助成金について、富良野市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			